

# 岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり実施計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年2月27日策定  
令和4年3月30日一部改正

## 1. 計画の趣旨

## 2. 現状と課題（令和元年実施の日本語教育に関する実態調査結果から）

- (1) 県内日本語教育の現状
- (2) 市町村、地域の日本語教室、企業、外国人等の課題・ニーズ

## 3. 実施計画

- (1) 目的・目標
- (2) 県と市町村の役割
- (3) 県の施策の方向性
  - I 日本語教育の質の向上
  - II 日本語教育機会の提供
  - III 関係者間の連携

## 4. 推進体制

## 5. 具体的なスケジュール

## 1. 計画の趣旨

県では、平成19年2月に『岐阜県多文化共生推進基本方針』を策定して以来、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、「県民がお互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指してきました。

こうした中、県の外国人県民数はリーマンショックによる落ち込みはあったものの、基本的には増加基調で推移し、令和元年12月末現在で過去最多の60,206人（総人口比3.0%）となりました（出入国在留管理庁「在留外国人統計」）。過去5年間では日本人が約70,000人減少している一方、外国人は約15,000人の増加となっており、地域社会を支える担い手としての存在感が増しています。

一方、国は『経済財政運営と改革の基本方針2018』（平成30年6月15日閣議決定）において、「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく」とし、令和元年4月の改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴って新たな在留資格「特定技能」での受け入れを開始しました。併せて、平成30年12月25日に『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策』をまとめ、「在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを楽しみ安心して生活することができる環境を全力で整備していく」としています。

このように、今後、本県においても新たな外国人の受け入れが進み、数の増加とともに国籍の多様化が見込まれる中、従来から進めてきた行政情報の多言語化に加え、すべての住民が日本語で生活に必要なコミュニケーションを行えるよう、日本語教育環境を整備していくことが重要です。

令和元年6月28日には、「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、その基本理念として、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されなければならないことが明記されました。

以上を踏まえ、本計画は、多文化共生社会の実現に向け、外国人県民が社会生活を円滑に送ることを主な目的とした、生活者のための日本語教育について、5年間の具体的な実施計画を策定するものです。

なお、策定にあたっては、外国人の生活、雇用、日本語教育等に携わる多様な関係者からご意見をいただく目的で「岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり推進検討委員会」を設置し議論いただきました。

また、日本語教育実施主体である市町村、地域の日本語教室等の関係団体、外国人県民を対象とした日本語教育に関する実態調査を行い、その結果をもとに現状と課題を取りまとめています。

なお、政府においては、令和2年6月23日、日本語教育の推進に関する法律第10条第1項に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を閣議決定しました。

県においても、本計画を同法第 11 条に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に位置付けるとともに、「第 4 期岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」（令和 4 年 3 月）に、「地域における日本語教育の充実」を盛り込むこととします。

## 2. 現状と課題（令和元年実施の日本語教育に関する実態調査結果から）

### （1）県内日本語教育の現状

#### ①市町村の地域日本語教室への関わりについて

- ・現在、県内 42 市町村のうち 20 市町に 37 の地域日本語教室が開設されています。日本語教室が開設されている地域に居住する外国人は全体の 84.5%（49,414 人）、開設されていない地域は 15.5%（9,056 人）になります。（令和元年 12 月末現在）
- ・日本語教室の設置主体は、約半数に当たる 17 教室が国際交流協会、12 教室が市民活動団体・個人、自治体は 8 教室となっています。
- ・日本語教育における市町村の役割について、日本語教室の設置（直営又は委託）と回答した自治体は 11（26%）に留まり、多くの自治体では、設置する団体等へ助成金等の交付や会場確保等の運営サポートが役割であると認識しています。これは、日本語教室を住民の国際交流活動の一部と位置付けてきた経緯によるものと考えられます。

#### ②地域日本語教室について

- ・地域の日本語教室で学ぶ学習者は約 500 人（各教室の合計）、待機者は約 230 人となっています。また、県外近隣市町等の教室に通っているといった声もあり、県内では、地域の日本語教室で学習を希望する外国人の需要を満たせていない状況にあります。
- ・日本語教室の目的については、設置主体により様々ですが、約 7 割の教室が「外国人住民の日常生活に必要な日本語力の習得」としており、3～4 割が日本語能力試験対策や生活マナー・ルールの習得、日本人住民との交流を目的としています。
- ・一方で、事業の評価項目については、日本語の習得度としている教室は約 4 割で、学習者数や学習者の参加継続率により評価を行っている教室もあります。
- ・今後の日本語教室の展開に向けた課題としては、「日本語指導者の募集・育成」がもっとも多く、次いで「外国人の日本語学習ニーズの把握」、「外国人への教室の周知」が挙げられています。
- ・地域の日本語教室には日本語教育の有資格者等専門家の関与が少なく、また、教室によって、その運営方法や指導内容等のノウハウに大きな差があります。
- ・日本語教室の代表者は運営に関して、指導者の募集、学習者とのマッチング、活動場の確保、学習者の日本語レベルの把握といった多くの役割を担っています。
- ・ボランティア団体等が主催する地域の日本語教室においては、増加する学習者の多様なニーズや期待に応えたいとの思いはあるものの、ボランティア不足や会場確保等の課題を抱えています。

#### ③市町村教育委員会について

- ・市町村教育委員会のなかで、子どもの日本語学習支援について学外の団体と連携した取組みを行っているものは 1 割にも満たない状況です。
- ・外国人児童の保護者との意思疎通に困っているという声を、学校教員等から聞いているものは 7 割以上あり、一方で、保護者から、学校との意思疎通に困っているという声を聞いたことがあるものは 3 割未満となっています。これは、教育委員会では入学手続きを終えた後、保護者との接点がほとんどないことも理由にあると考えられます。

- ・学校では、教員と保護者間のコミュニケーションにおいて、教員、保護者双方が「学校からの各種お知らせの理解」と「対面での会話」について困難を抱えています。
- ・近年、外国にルーツを持つ子どもは増加傾向にあり、母語も多様であることから、教育委員会によっては、国際交流関係団体等と連携した通訳派遣体制を整備しているところもあります。

#### ④大学・日本語学校と地域との連携について

- ・大学・日本語学校において、留学生以外の在住外国人を受け入れる日本語教室を設置している事例はありません。また、留学生クラスに在住外国人を受け入れて日本語教育機会を提供するには条件があるため、受け入れがあまり進まないのが現状です。
- ・大学・日本語学校と地域との関わりは、主に留学生の地域活動への参加であり、学校が雇用する日本語教師を地域の日本語教育に関与させる仕組みはほとんどありません。
- ・近隣で日本語教室等を主催する団体等の有無については承知しておらず、連携・協力のきっかけがつかめていないとの意見もありました。
- ・大学の日本語教師の7割は、これまでに地域日本語教室との関わりがあると答えており、個人的な立場で教室との関わりを持っているものと考えられます。
- ・日本語学校においては、在住外国人から18歳未満の子どもの受け入れに関する問い合わせがあり、適切な受け入れ先の紹介に困ったことがあるとの意見がありました。

#### ⑤外国人雇用企業について

- ・外国人従業員への日本語教育を行っているとの回答した企業は5割を超え、うち半数は、社内で社員や外部講師が行っています。また、約3割は希望者に地域の日本語教室を紹介しています。
- ・従業員間のコミュニケーションで「日本語が伝わらず意思疎通に困っている」と聞いたことがある企業は、日本人側からは7割、外国人側からは6割となっており、その内容については双方とも「仕事の内容や作業の指示等」が最も多くなっています。
- ・意思疎通に困る主な理由としては、「外国人従業員自身の日本語能力不足」と認識されていますが、3割の企業は「日本人従業員の話し方」にあるとも回答しています。
- ・技能実習生については、来日前後の基礎的な講習だけでは、業務上の指示等を理解するには不十分であるという指摘があります。生活上の様々な場面に対応するためには更に高い伝達力が求められるものと考えられます。
- ・今後1年以内に新たに外国人の雇用を予定していると回答した企業は8割に上り、その多くは技能実習生の雇用を予定しています。
- ・技能実習生の監理団体からは、各実習先が点在していることや、実習時間が様々であること等により、来日前後の法定講習以外に日本語教育を実施することは困難であるとの意見がありました。一方で、日本語能力試験等の合格に対して褒賞を行っている監理団体もあります。

#### ⑥在住外国人について

- ・地域の日本語教室に通う学習者の在留資格別割合をみると、技能実習や技術などの

活動に基づく在留者の方が6割を超え、永住者や定住者などの身分に基づく在留者よりも多くなっています。

- ・学習者の4割が居住地での在住期間が1年未満であり、来日または転入後間もない時期から教室に関する情報を入手している人が一定数いることが分かります。
- ・教室以外の日本語学習として、7割以上が自宅学習を行っており、今後の日本語学習機会についても、家や職場の近くに教室があること、インターネットやアプリ等で学習できることに対するニーズが高くなっています。
- ・日本語を学ぶ目的について在留資格別にみると、永住者、定住者は「生活する上で必要」が最も多く、技能実習生は、「現在の仕事に必要」が最も多くなっています。他の在留資格も含めた外国人全体では、日本人との交流や日本文化の理解を目的としている人も3割います。
- ・日本語を学んでいない人の学ばない理由は、時間的な制約を挙げる人が5割で最も多く、日本語教室の開催時間が合わないとの回答も3割ありました。
- ・外国人住民が自分の日本語能力を四技能（聞く、話す、読む、書く）で評価した結果、「話す>聞く>読む>書く」の順に高くなっています。
- ・日本滞在期間が「1年以上」の人は、「1年未満」の人に比べて四技能（聞く、話す、読む、書く）のいずれも日本語力が高くなっていますが、読み書きについては、会話力（聞く・話す）に比べてあまり大きな差が見られませんでした。

## （2）市町村、地域の日本語教室、企業、外国人等の課題・ニーズ

### ①市町村について

- ・在住外国人の増加と多国籍化に対して、行政情報の多言語化のみで対応していくことには、コスト等の側面から限界があります。外国人が社会から孤立することなく、地域社会の一員として活躍するためにも、生活に必要なレベルの日本語力を身につけることは極めて重要で、日本語教育を住民サービスとして位置付けることが必要となってきました。
- ・しかしながら、現在、日本語教室が開設されていない市町村では、今後の日本語教室の開設について予定はないと回答しており、うち6割以上はその必要性も把握していないと回答しています。
- ・市町村が重視する日本語教室の主な役割は、「日常生活に必要な日本語力の習得」（95%）、次いで、「地域での生活マナー・ルールの習得」（86%）、「日本人住民との交流」（79%）、「外国人住民の居場所づくり」（69%）でした。日本語や生活マナー・ルールの習得に加え、日本人とのコミュニケーションの場としての役割が求められています。
- ・県に期待するサポートとしては、財政的支援のほか、指導者の募集・育成、関係団体とのネットワーキングが望まれています。
- ・すでに日本語教室を開設している自治体からは、専門的なノウハウを持つ人から指導方法や教材選定等のアドバイスが定期的に受けられる体制づくりを希望する声があります。
- ・現在、日本語教室が開設されていない市町村においては、「開設に必要な人材（指導

者等)」、「外国人住民のニーズ把握」、「開設するためのノウハウ」、「開設に必要な予算」のすべてが課題であると認識されています。

- ・担当課の人員不足から新たに教室を開設・運営することに消極的にならざるを得ず、外部人材・団体の協力を求める声もあります。
- ・類似した状況の自治体の取組事例についての情報共有や意見交換の機会を求める声も多く聞かれます。

## ②地域の日本語教室について

- ・地域の日本語教室からは、「日本語指導者の募集・育成」、「財政的支援・外部資金の情報提供」、「外国人への教室の周知方法」、「関係団体等とのネットワーク」について、県の支援が期待されています。また、様々な課題を気軽に相談できる日本語教育のセンター的機能も望まれています。
- ・在住外国人の散在地域においては、日本語教育を担う講師やボランティア向けの研修機会が少ないため、定期的な研修の開催により、スキルやモチベーションの維持・向上を図りたいとの希望があります。

## ③学校における日本語教育について

- ・市町村教育委員会の8割が「学校内での児童生徒への日本語教育の充実(専門家・支援者の派遣等)」の必要性を認識し、支援人材の確保等への人的・財政的支援が期待されています。一方で、「学校を利用した保護者への日本語教育の充実(放課後日本語教室の開催等)」を求める声は1割程度となっています。
- ・保護者への日本語教育の充実が児童生徒の日本語教育にもプラスとなるという意見、長期間日本に住んでいる外国人が十分な日本語教育を受けられないまま保護者となり、母語も日本語も不十分な「ダブルリミテッド」状態に陥っているとの指摘もあり、子どもの言語習得過程における家庭環境の重要性を考えると、保護者に対する教育機会の提供も必要です。

## ④大学・日本語学校と地域の教室との連携について

- ・学校としても可能な範囲で協力していきたいという意向はあるものの、現時点では具体的な連携方法等が不明なため、地域の日本語教室等と情報共有や意見交換をする機会が必要とされています。
- ・留学生が地域活動へ参加することにより、留学生は日本語能力が向上し、日本社会・日本人に対する理解が深まり、日本人も在住外国人を知るきっかけになることから、交流機会の更なる拡大が期待されています。

## ⑤外国人雇用企業について

- ・外国人従業員の日常生活におけるトラブルや必要な手続きには、監理団体や企業の従業員が通訳等の対応をするケースが多いことから、かかる経費や時間等を負担に感じ、日本語教育充実の必要性を認識している企業は多いと考えられます。
- ・外国人従業員への日本語教育を行っていない企業のうち3割は、日本語教育を行う人材がないことを理由として挙げています。

- ・今後、日本語教育を充実させていく場合に期待する学習機会としては、「地域のボランティア教室等への参加促進」を希望する意見がもっとも多くなっています。
- ・待機者が多い地域の日本語教室では、まとまった数の従業員の申し込みを断らざるを得ない状況もあり、ボランティア教室以外の選択肢も必要となっています。
- ・その他の学習機会としては、インターネットを活用した教材等への関心も高くなっていますが、従業員間のコミュニケーションの改善には、外国人に対する日本語教育と合わせて、日本人従業員の理解促進を図っていくことが必要です。

## ⑥在住外国人について

- ・日常生活における困り事として、「病院や薬局」、「市役所の手続き」といった場面でのコミュニケーションに困難さを感じている人が多くいます。
- ・外国人労働者においては、約5割が職場、日常生活双方の場で日本語でのコミュニケーションに「困ることはない」と回答していますが、病院等では企業が雇用する通訳が対応しており、周囲のサポートで不便さを感じていないとも考えられます。
- ・日本語学習機会の希望については、「家や職場の近くに教室がある」、「インターネットやアプリ等で学習ができる」ことが多くなっており、居住地または勤務先での日本語教育機会を提供するとともに、インターネット等で学習できるツールの紹介もしていく必要があります。
- ・日本語の上達が就労先での昇進・昇給等に反映されるようになることを望む声もあり、企業での取り組みが日本語学習の動機づけとして効果的であると考えられます。
- ・読み書きの能力向上は、日本での生活が長期化しても困難であることが予想されるため、在留資格や来日前の日本語教育機会の有無等を踏まえたうえで、学習者の習得すべき能力等を勘案し、四技能のうち、どれに注力するかを検討する必要があります。
- ・来日または転入後間もない、学習意欲がある時期に教室の周知ができるよう、外国人との接点がある様々な機関と連携して学習機会の周知を図る必要があります。
- ・外国人が日本語を学ぶことで、通訳や翻訳に頼らなくても情報収集がしやすくなり、安心して生活できるメリットが高まります。また、日本人との情報共有もスムーズになり、双方にとって有益であると考えられます。

### 【追記】

#### (1) 県内日本語教室の状況（令和3年4月現在）

- ・県内42市町村のうち19市町に41の地域日本語教室が開設されています。  
日本語教室の設置主体は、27教室が国際交流協会、12教室が市民活動団体・個人、2教室が自治体となっています。

#### (2) 市町村と連携したモデル日本語教室の実施を通して見えてきた課題

- ・令和3年度、4市町（大垣市・中津川市・各務原市・坂祝町）において、モデル日本語教室を開設し、作成中の教育カリキュラムや教材について検証を行いました。その結果、教室に参加する学習者の日本語能力レベルが様々であることから、レベル差を考慮しつつ、日本語でのコミュニケーション能力を高めるためのカリキュラムや教材が必要といった課題が見えてきました。

### (3) 新型コロナウイルスの影響で見えてきた課題

- ・新型コロナウイルスの影響により、日本語教室の実施が難しくなっている教室への対応が必要といった課題が見えてきました。

### 3. 実施計画

#### (1) 目的・目標

岐阜県における日本語教育の目的・目標については、国の文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（以下「日本語教育小委員会」という。）の「生活者としての外国人に対する日本語教育の目的・目標」についての審議結果を踏まえ、下記内容とします。

##### 【目的】

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになること。

##### 【目標】

- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること

#### (2) 県と市町村の役割

令和元年6月に施行された日本語教育の推進に関する法律（以下「日本語教育推進法」という。）の第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されました。また、日本語教育小委員会における「地域における日本語教育の体制整備における県・市町村等の役割」を踏まえ、県の担うべき役割を下記のとおりとします。

##### 【県の担うべき役割】

- 県内の日本語教育の体制整備を行う
- 日本語教育の内容・方法を検討・調整する
- 日本語教育を事業化し推進できる人材を、市町村と連携して養成する
- 関係者の連絡会議を開催する
- 他事業との連携協力や活動内容の広報を行う

一方、市町村の役割については、日本語教育推進法及び日本語教育小委員会の下記審議結果を踏まえると、日本語教育の実施主体として位置付けられるべきであり、今後、地域の状況を勘案しながら、教室設置に向けて働きかけを行っていきます。

##### 【市町村の担うべき役割】

- 都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施すること。
- 国が養成する「指導者の指導者」を活用するなどして、地域における日本語教育

の指導者を養成すること。

以上のほか、地域における日本語教育の体制整備に当たって市町村が担うべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- 日本語教室の設置運営を行うこと(教室設置のための学習者のニーズの把握や施設(場所)の確保, 教室における活動内容の広報, 設置した教室における活動の成果の分析・評価などを含む)。
- 学習者及び指導者からの相談に応ずること。
- 域内外の人材・情報リソース(資源)を活用すること。

### (3) 県の施策の方向性

#### I. 日本語教育の質の向上

##### 1) 日本語教育カリキュラムの開発、教材の作成・収集

日本語教室では、日本語でほとんど会話ができないレベルの学習者であっても、また日常生活において簡単な会話ができるレベルの学習者であっても、日本語でのコミュニケーション能力向上に繋がる運営が必要です。このため、学習者の日本語能力レベル差を考慮し、日本語でのコミュニケーション能力を高めるための日本語教育カリキュラムの開発、教材の作成・収集を進めます。

上記については、市町村と連携してモデル日本語教室を開設し、検証を行うこととします。

##### 2) 日本語教育人材の育成・確保

1) の日本語教育カリキュラム等を地域のニーズに応じて実践できる人材(地域日本語教育コーディネーター、日本語指導者)を育成・確保するとともに、ボランティア等が日本語教室で学習者への支援を行うために最低限必要な知識や技術を習得するための講習会等を開催します。なお、人材育成にあたっては、日本語教育実施機関等に属する関係者との連携を図ります。

##### 3) 市町村等への日本語教育人材情報の提供支援

日本語教育の知識や地域日本語教室での活動実績がある人材をリスト化し、市町村等へ提供することで、教室開設や運営を支援します。

##### 4) 日本語教室のネットワーク化

日本語教室の運営ノウハウや実施にあたっての負担軽減に役立つツールを共有できるよう、国際交流協会や市民活動団体等が開設する日本語教室の関係者によるネットワーク会議を開催します。

#### <具体的施策>

- ・標準的な教育カリキュラムの開発、教材の作成・収集
- ・市町村と連携したモデル日本語教室の開設
- ・地域日本語教育コーディネーター・日本語指導者の育成・確保

- ・学習支援者講習会の開催
- ・市町村等への日本語教育人材情報の提供
- ・日本語教室ネットワーク会議の開催

## Ⅱ. 日本語教育機会の提供

### 1) 空白地域の解消

日本語教室のない市町村のうち、外国人集住市周辺や比較的在住外国人が多い市町村を中心にニーズ調査等を行い、空白地域における教室の開設を支援します。

### 2) 日本語教室及びICT教材等に関する情報の提供

日本語学習を希望する在住外国人に対し、日本語教室に関する情報を提供します。

また、外国人が散在する日本語教室空白地域に居住している又は日本語教室に通うことが困難な在住外国人、あるいは日本語教室だけでは学習時間が不足する学習者、日本語学習を求める待機者等に向けて、自学学習を支援するため、インターネット上で公開されている様々なICT教材等に関する情報を提供します。

さらに、コロナ禍等の教室運営においては、zoom等が代替手段となり得ることから、教室関係者に対し、当該手法について情報提供を行います。

### 3) 「やさしい日本語」等によるコミュニケーションの推進

自治体職員等を対象に、「やさしい日本語」等を活用したコミュニケーション能力向上のための研修を実施します。

### 4) 企業と連携した新たな学習機会等の創出

外国人雇用企業と連携し、企業で働く在住外国人やその家族が参加できる従業員向けの日本語教室を開設します。

#### <具体的施策>

- ・日本語教室空白地域における開設支援
- ・日本語教室に関する情報提供
- ・ICTを活用した学習教材等に関する情報提供
- ・「やさしい日本語」等に関する研修会の開催による普及促進
- ・外国人従業員向け日本語教室の開設・運営

## Ⅲ. 関係者間の連携

### 1) 岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進会議の開催

外国人材活躍・多文化共生推進会議を日本語教育総合調整会議と位置付け、各分野の有識者等から、日本語教育の推進にかかる意見を聴取します。

## 2) 市町村との連携

先進自治体の事例や教室運営にかかるノウハウ・課題等を共有するため、市町村との連絡会議を開催します。

## 3) 日本語教育関係者との連携・協働

地域日本語教育コーディネーターや日本語指導者等、日本語教育関係者との連絡会議を開催します。

## 4) 「岐阜県日本語教育総合支援センター」(仮称) 設置に向けた検討

各分野の有識者や市町村、日本語教育関係者等と、本計画終了後における本県の日本語教育の体制づくりについて検討します。

具体的な方向性として、地域の日本語教室は、市町村や民間団体等による運営に役割を委ね、県は、「岐阜県日本語教育総合支援センター」(仮称)を設置し、日本語教育人材の育成・ネットワーク化、日本語教育や日本語教室の運営に対する助言・支援、在住外国人の散在地域における日本語教育機会提供といった役割に特化することを想定します。

### <具体的施策>

- ・「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進会議」の開催
- ・「市町村日本語教育連絡会議」(仮称)の開催
- ・「日本語教育関係者連絡会議」(仮称)の開催
- ・「岐阜県日本語教育総合支援センター」(仮称)設置に向けた検討

## 4. 推進体制

### (1) 岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針との関係

第4期岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針(令和4年3月)に、「地域における日本語教育の充実」を盛り込みます。

### (2) 推進体制

岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進会議において、当計画の推進及び進捗管理を行います。

また、県外国人活躍・共生社会推進課内に日本語教育総括コーディネーターを配置し、市町村、地域の日本語教室、日本語教育関係者等と連携を図りながら、取り組んでいきます。

## 5. 具体的なスケジュール

●実施 □実施・継続検討

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
<b>I. 日本語教育の質の向上</b>					
・標準的な教育カリキュラムの検討・開発	●	●	●		
・市町村と連携したモデル教室の開設	●	●	●		
・地域日本語教育コーディネーター・日本語指導者の育成・確保	●	●	●	●	●
・学習支援者講習会の開催			●	●	●
・市町村等への日本語教育人材情報の提供			●	●	●
・日本語教室ネットワーク会議の開催	●	●	●	●	●
<b>II 日本語教育機会の提供</b>					
・日本語教室空白地域における開設支援				●	●
・日本語教室に関する情報提供	●	●	●	●	●
・ICTを活用した学習教材等に関する情報提供	●	●	●	●	●
・「やさしい日本語」等に関する研修会の開催による普及促進	●		●		
・外国人従業員向け日本語教室の開設・運営	●	●	●		
<b>III 関係者間の連携</b>					
・「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進会議」の開催	●	●	●	●	●
・「市町村日本語教育連絡会議」(仮称)の開催			●	●	●
・「日本語教育関係者連絡会議」(仮称)の開催				●	●
・「岐阜県日本語教育総合支援センター」(仮称)設置に向けた検討			●	●	●